

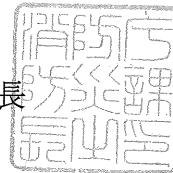
府政防第1280号
消防災第286号
国水砂第55号
平成26年12月12日

各都道府県消防防災主管部長 殿
各都道府県砂防主管部長 殿

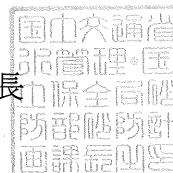
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（調査・企画担当）



消防庁
国民保護・防災部防災課長



国土交通省水管理・国土保全局
砂防部砂防計画課長



土砂災害危険箇所等における警戒避難体制の緊急点検結果等について（要請）

防災行政及び砂防行政の推進につきまして、平素よりご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

本年8月に広島市で甚大な土砂災害が発生したことから要請を行った「土砂災害危険箇所における警戒避難体制の緊急点検について（要請）」（平成26年9月2日付け府政防第1010号・消防災第234号・国水防第27号）によりご協力いただいた緊急点検の結果と当該結果を踏まえた国における当面の警戒避難体制の改善に向けた取り組みについて、このたび別添のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。

緊急点検の結果をとりまとめたところ、主に①危険箇所等や避難場所・経路の継続的な周知、②防災訓練の実施、などについて課題があることが分かりました。また、11月に改正された土砂災害防止法に基づき、今後、土砂災害警戒区域の指定を促進していくこととしておりますが、土砂災害警戒区域の指定が完了するまでには、なお一定の時間を要することとなります。土砂災害から住民の命を守るために、区域指定を待つことなく土砂災害危険箇所等における警戒避難体制を整えることが重要です。

つきましては、警戒避難体制のさらなる充実・強化に向け、貴都道府県内の各市区町村と連携して、下記事項に取り組んで頂きますようお願ひいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1. 危険箇所等や避難場所・経路の周知

- ① 住民が危険箇所等や避難場所・経路を十分認識できるよう、住民の認識状況を踏まえつつ土砂災害防止月間、全国防災訓練等にあわせて、継続的な周知を行うものとする。

② 全国防災訓練等とあわせて、ハザードマップ等を活用し土砂災害危険箇所等の位置、避難場所・経路について、行政と住民が連携し、点検を実施することも検討すること。ただし、全ての安全な避難経路をあらかじめハザードマップに記載することは困難な場合も多いと考えられることから、土砂災害の危険性がある経路を避けることや、土石流等のおそれがある区域において、土石流等の進行方向を避け迅速に避難する方向を示すなど、「土砂災害警戒避難ガイドライン（H19.4）」を参照のうえ、地域の実情に応じた対応について検討すること。

なお、今後住民への周知方法に関する全国の取り組み事例を収集し、工夫を凝らした先進的な事例も含めた事例集を作成する予定である。

2. 防災訓練の実施

① 国土交通省、消防庁で土砂災害を対象とした全国防災訓練を共同開催することとしているが、各自治体において実施する防災訓練についても土木部局と消防防災部局が連携することで、土砂災害危険箇所等において、より多くの住民の参加を促す体制とする。

② 6月の土砂災害防止月間にあわせて実施している全国防災訓練において、今後送付する予定の全国防災訓練の実施内容（案）を参考のうえ、全国の土砂災害危険箇所（約53万箇所）等の住民へ広く参加を呼びかけるとともに、普段行っている地区清掃等、地域コミュニティ活動の機会を活用した訓練、地域イベント等を通じた防災広報など、住民へ広く参加を促すための取り組みを行うものとする。

なお、今後より実践的な訓練の実施に向けて、全国の自治体で既に取り組んでいた事例として、土砂災害警戒情報を活用した訓練、夜間を想定した訓練、ハザードマップ等を活用した訓練、防災行政無線、Ｌアラート等の多様な情報伝達手段を活用した訓練等の先進事例を収集し情報提供を行う予定である。

なお、以上の警戒避難体制の強化に関する取り組みは、既に土砂災害警戒区域の指定が行われている箇所については警戒区域において行うべきものである旨申し添える。

担当： 国土交通省水管理・国土保全局
砂防部砂防計画課
課長補佐 野村
総合土砂災害対策係長 窪田
電話：03-5253-8466、FAX：03-5253-1610

土砂災害危険箇所等の警戒避難体制に係る緊急点検(1／3)

- 土砂災害危険箇所等を有する全国の市町村(1,594市町村)において、警戒避難体制に係る緊急点検を実施しました。その点検結果は以下のとおりです。

1. 危険箇所、避難場所・経路の継続的な周知の状況

【危険箇所であることを周知したことのある箇所の割合】

- ・ハザードマップ等を活用し住民へ危険箇所であることを周知したことのある箇所の割合 99%

※平成26年10月1日時点で緊急周知が完了した箇所も含む

【周知方法】※複数回答あり

- ・ホームページに掲載し、掲載されている旨を広報誌や回覧等で周知している箇所の割合 86%
- ・各戸配布で周知している箇所の割合 52%
- ・広報誌で周知している箇所の割合 47%
- ・公共施設等への掲示で周知している箇所の割合 41%
- ・回覧板で周知している箇所の割合 22%
- ・ダイレクトメールで周知している箇所の割合 3%

【危険箇所の周知頻度ごとの割合】

- ・年複数回の周知 20%
- ・年1回の周知 35%
- ・1～3年に1回の周知 26%
- ・上記以外の周知頻度（3年超え、不定期） 17%

【避難場所・避難経路を周知したことのある箇所の割合】

- ・避難場所・避難経路について住民に周知したことのある箇所の割合 74%

※平成26年10月1日時点で緊急周知が完了した箇所も含む

【避難場所・避難経路の周知方法】※複数回答あり

- ・ホームページに掲載し、掲載されている旨を広報誌や回覧等で周知している箇所の割合 62%
- ・各戸配布で周知している箇所の割合 45%
- ・広報誌で周知している箇所の割合 33%
- ・公共施設等への掲示で周知している箇所の割合 28%
- ・回覧板で周知している箇所の割合 13%

【避難場所・避難経路の周知頻度ごとの割合】

- ・年複数回の周知 15%
- ・年1回の周知 26%
- ・1～3年に1回の周知 18%
- ・上記以外の周知頻度（3年超え、不定期） 15%

土砂災害危険箇所等の警戒避難体制に係る緊急点検(2/3)

2. 防災訓練の実施状況

【防災訓練（避難訓練）を実施している箇所の割合】

- ・避難訓練の実施 35%

【防災訓練（避難訓練）実施内容等の割合】※複数回答あり

- ・出水期前の実施 12%
- ・土砂災害警戒情報を活用した訓練の実施 14%
- ・ハザードマップを活用した訓練の実施 17%
- ・夜間を想定した訓練の実施 1%

【防災訓練（避難訓練）の頻度ごとの割合】

- ・年複数回の実施 2%
- ・年1回の実施 17%
- ・1～3年に1回の実施 10%
- ・上記以外の実施頻度（3年超え、不定期） 6%

3. 情報伝達の方法

【土砂災害警戒情報、避難勧告等の防災情報の伝達方法が決められている箇所の割合】

- ・土砂災害警戒情報、避難勧告等の防災情報の伝達方法
が決められている箇所の割合 99%

【避難勧告等の住民への伝達方法毎の箇所の割合】※複数回答あり

- ・広報車・消防団による放送 88%
- ・エリアメール・緊急速報メール 88%
- ・防災行政無線 76%
- ・インターネット（ホームページ、ツイッター、フェイスブック等） 71%
- ・登録制メール 63%
- ・消防団等による直接的な声かけ 55%
- ・TV放送 53%
- ・ラジオ放送 33%
- ・電話・ファックス 31%
- ・Ｌアラート 28%
- ・IP告知 13%

土砂災害危険箇所等の警戒避難体制に係る緊急点検(3／3)

4. 避難勧告の発令等

【即応体制】

- ・宿直により対応している市町村の割合 35%
- ・緊急参集体制を確保している市町村の割合 94%

【具体的な避難勧告発令基準】

- ・土砂災害警戒情報が発表された時、避難勧告を発令する市町村の割合 14%
- ・土砂災害警戒情報に加え、その他の防災気象情報や災害発生状況などの客観的な情報をもとに避難勧告を発令する市町村の割合 73%
- ・土砂災害警戒情報以外の客観的な情報（雨量等）をもとに避難勧告を発令する市町村の割合 4%
- ・土砂災害の恐れが高まったなど定性的な判断により避難勧告を発令する市町村の割合 5%
- ・避難勧告の発令基準がない市町村の割合 4%

点検結果のポイント

- 防災行政無線やテレビ、ラジオ、インターネットを通じたものだけでなく、緊急速報メール、登録制メール、IP告知など情報伝達方法の多重化が進んでいる。
- その一方で、土砂災害危険箇所等や避難場所、避難経路の周知については十分と言える状況ではない。また、土砂災害危険箇所等において土砂災害に対する防災訓練を実施している箇所の割合が低いといった課題も見られる。

緊急点検結果を受けた当面の取り組み

点検結果の主な課題

①危険箇所等や避難場所・経路の周知が不十分

【危険箇所等の周知】

- これまでに危険性を1回でも周知したことのある危険箇所等の割合は99%、毎年周知している危険箇所等の割合は55%。

⇒概ね全箇所について、1度は周知できているものの、住民に十分伝わっていない可能性がある。

【避難場所・経路の周知】

- これまでに避難場所・経路を1回でも周知したことのある危険箇所等の割合は74%、毎年周知している危険箇所等の割合は41%。

⇒1度も周知できていない箇所がある。周知した箇所も住民に十分伝わっていない可能性がある。

②危険箇所等での防災訓練の実施率が低い

- 毎年、防災訓練を実施している危険箇所等の割合:19%
 - 土砂災害警戒情報を活用した訓練を実施している危険箇所等の割合:14%
- ⇒危険箇所等の単位でみると防災訓練の実施率が低い

当面の取り組み

①危険箇所等や避難場所・経路の継続的な周知を促進

- 危険箇所等や避難場所・経路について、住民の認識状況を踏まえ、土砂災害防止月間、全国防災訓練等を通じて継続的に周知を行うよう、地方公共団体に働きかける

②より多くの住民が防災訓練に参加出来るよう地方公共団体を支援

- 国交省、消防庁において、土砂災害を対象とした全国防災訓練の共同開催
- 全国防災訓練の実施方針の見直し
 - 全国の土砂災害危険箇所(約53万箇所)等の住民へ広く参加を呼びかける
 - 地域コミュニティ活動等を通じた訓練
 - 地域イベント等を通じた防災広報
- 先進事例集の作成・配布
 - 土砂災害警戒情報を活用した訓練
 - 夜間を想定した訓練
 - 防災行政無線、Lアラート等の多様な情報伝達手段を活用した訓練